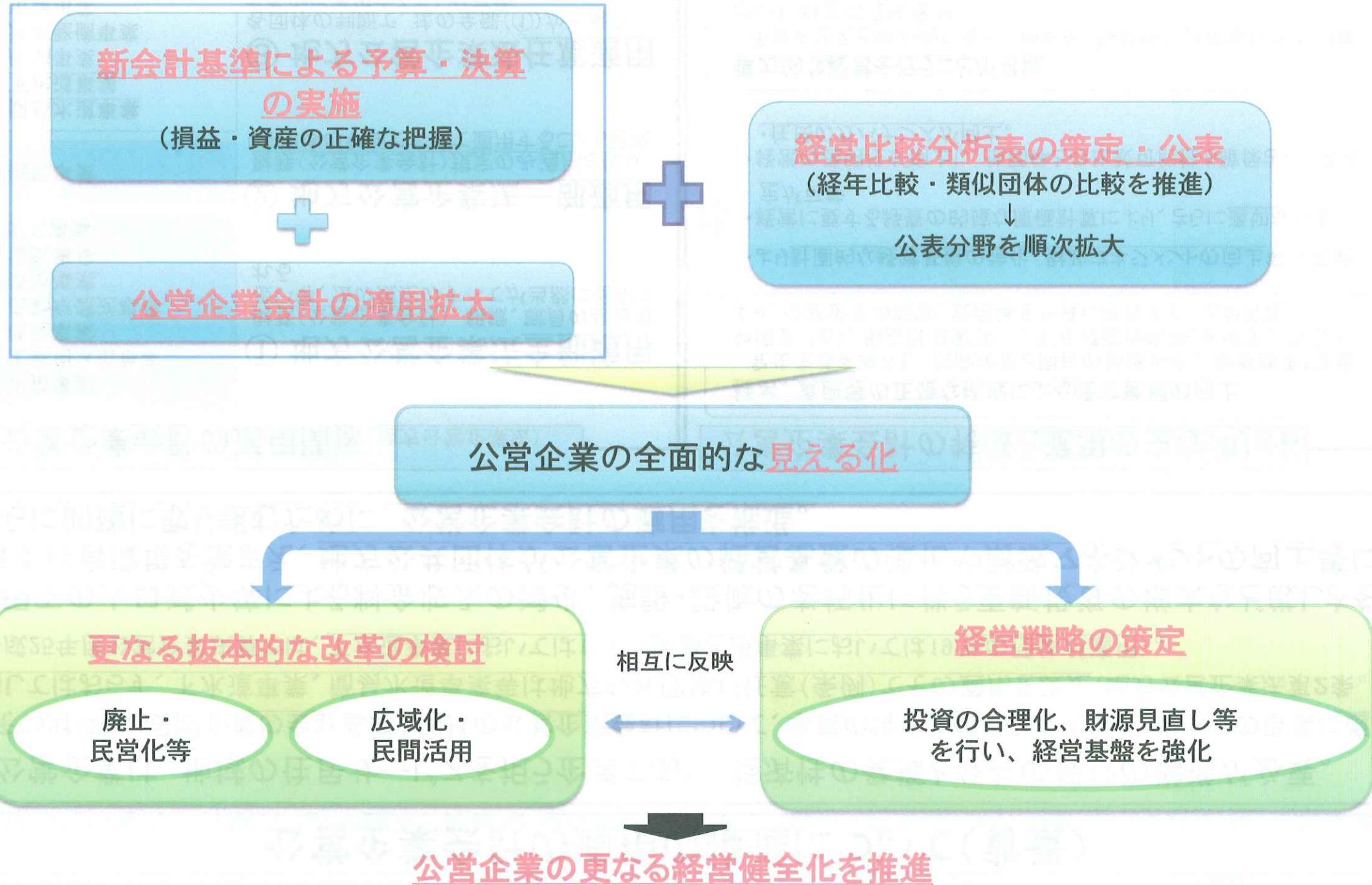


# 公営企業の更なる改革への取組（平成26年度～）



# 公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはおらず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。平成25年度公営企業決算では、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用)。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

## 公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

20

水道事業  
工業用水道事業  
軌道事業  
自動車運送事業  
鉄道事業  
電気事業  
ガス事業

病院事業

簡易水道事業  
下水道事業  
船舶事業  
港湾整備事業  
市場事業  
と畜場事業  
観光事業  
宅地造成事業 等

### ① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

### ② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される  
(各団体の判断ですべて適用することも可能)

### ③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

## 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

### 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

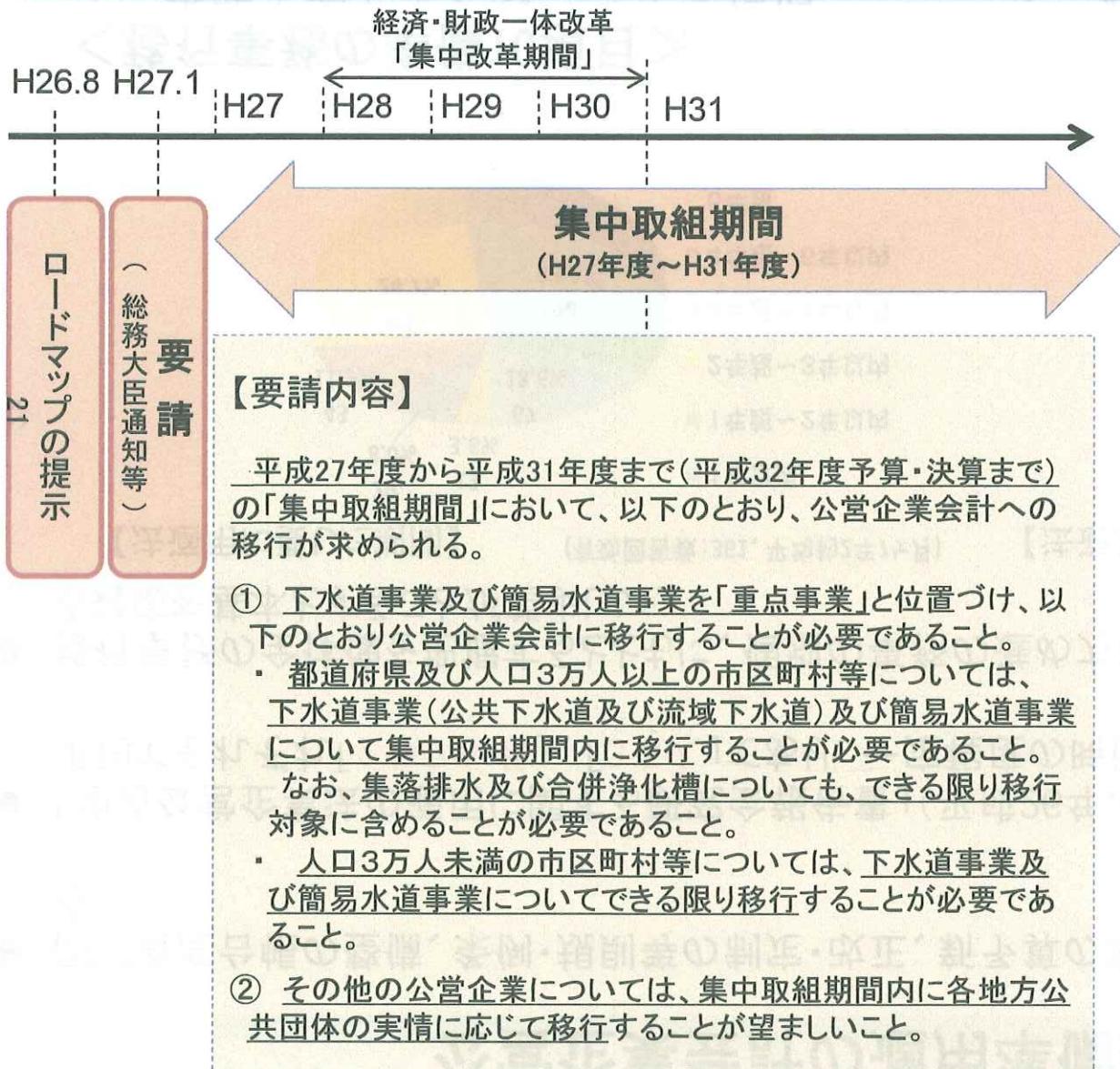
### 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

# 公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



## 公営企業会計適用の取組状況(H30.4.1時点)

### 【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ 下水道事業 99.4%、簡易水道事業 95.8%

((参考) H29.4.1時点 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%)

※上記の下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知により要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は98.1%。

### 【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 27.6%、簡易水道事業 42.9%

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%)

## 小規模団体における公営企業会計適用の推進

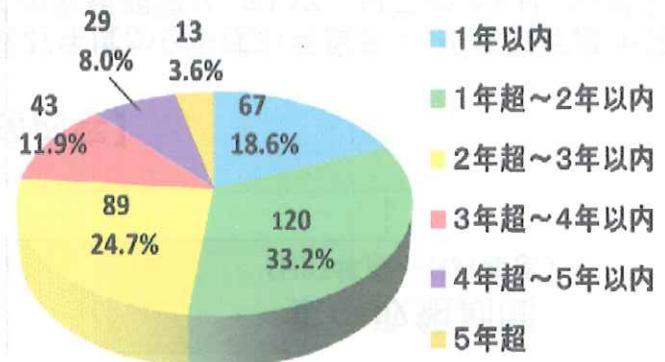
- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを平成30年中に策定

(平成30年4月24日 経済財政諮問会議 野田議員提出資料より)

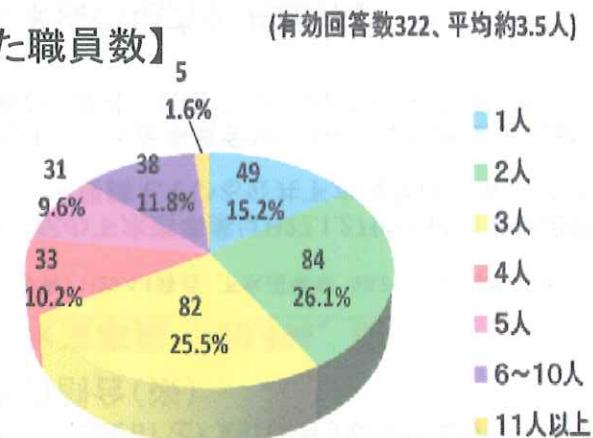
# 公営企業会計の適用準備に係る項目・時間

- 固定資産台帳の整備、条例・規則等の制定・改正、新予算の編成、システム構築などの様々な事務が必要となる。
- 「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」(平成26年3月)によれば、法適用に要した期間と職員数は、平均でそれぞれ「**2年7ヶ月**」、「**3.5人**」であり、一定程度の時間と手間を要する。
- 移行事務の全体像を把握するとともに、個別の事務の進め方等をあらかじめ検討するものであるため、職員による対応を基本とすることが望ましい。

【法適用に要した期間】



【法適用に要した職員数】



「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」(平成26年3月)

## ＜移行事務の準備10項目＞

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 事務内容とスケジュールの把握    | 6 制定・改正を要する条例・規則等の把握 |
| 2 対象事業の検討           | 7 関係部局の把握            |
| 3 全部適用・財務適用の検討      | 8 各種システムの状況の把握       |
| 4 既存資料の状況の把握        | 9 先行事例研究・職員研修        |
| 5 固定資産台帳への資産登録単位の検討 | 10 委託の活用の検討          |

# 地方公営企業の経営改革優良事例集 (概要版)

公営企業の経営改革を行った上で、参考となる優良事例集を作成しました。

事例集では、経営改革の内容、検討のきっかけや具体的なプロセス、合意形成に至った経過等も詳しく記載しています。

事例集には、12事案  
全160事例を採録

経営改革に取り組みたいが、何から手をつければ良いのか分からず、身近に参考となる事例がない場合には、まずはこの事例集をお読みください。

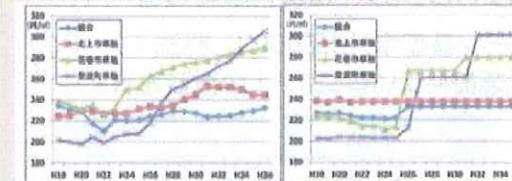
水道	: 59事例
下水道	: 42事例
交通	: 14事例
電気	: 6事例
ガス	: 1事例
港湾整備	: 2事例
観光施設	: 4事例
駐車場整備	: 5事例
市場	: 3事例
と畜場	: 3事例
宅地造成	: 1事例
病院(別冊)	: 20事例

「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」の全体版や事業ごとの分割版については、総務省ホームページでご覧いただけます。[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisel/kouei/jirei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisel/kouei/jirei.html)

## 水道事業

### 水道事業の垂直統合(岩手中部水道企業団)

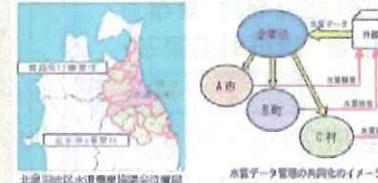
＜単独で事業運営を行った場合と広域化等を行った場合のシミュレーション  
供給率の見通し



## POINT

- 用水供給と末端給水の垂直統合により、  
①安定供給の実現
  - ・施設利用率の向上、最大稼働率の低減
  - ・不安定な水源が全体の28.9%→6.8%に減少
- ②浄水・配水施設等の更新投資の箇所数が36箇所減少
- ③管路更新率、耐震化率等の向上
- ④給水原価、供給単価上昇の抑制
- ⑤財務基盤の強化

### 北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域化(八戸圏域水道企業団)



## POINT

- 「できることから」広域化
  - ①水質データ管理の共同化 水質データ管理の簡約化  
→平成27年度から共同化開始。浄水処理対応、水質の知識向上
  - ②施設管理の共同化・保守点検業務を一括して外部委託
  - ③システムの共同化 料金・会計・管路情報等のシステムを共用
  - ④施設の共同設置 浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設統合

## 下水道事業

### 県北地区広域汚泥資源化事業(秋田県)

#### 集約イメージ



## POINT

- 県が主導的役割を担い県下市町村と連携し様々な広域化等を検討・実施(当該事例はその1例)
  - ・流域下水道の終末処理場を活用し、県北地区のし尿を集約
  - ・流域下水道の終末処理場整備をDBO方式で実施
  - ・県北地区の施設更新費用の削減、職員の業務負担軽減などの効果が見込まれる

### 下水道公社による維持管理の広域化(公益財団法人長野県下水道公社)



## POINT

- 県内市町村等から業務委託を受けることで、広域化等を実現
  - ・県内30市町村等から維持管理業務を委託
  - ・終末処理場の維持管理経費を約14%縮減
  - ・市町村の技術力の維持・継承問題の解消に寄与

### PFI方式による浄化槽整備・維持管理業務の実施(徳島県三好市)

## POINT

- 市町村設置型の浄化槽整備による適正管理やスピーディな整備などを実現
  - ・個人設置型と比べ生活污水の適正処理・管理が可能
  - ・PFI方式(BTO)を導入し民間のノウハウを活用することで、整備スピードが短縮化していた状況を打開
  - ・毎年度約1千万円の経費削減

(浄化槽設置基準の推移)

年度	H24	H25	H26	H27
基準	101	96	71	106

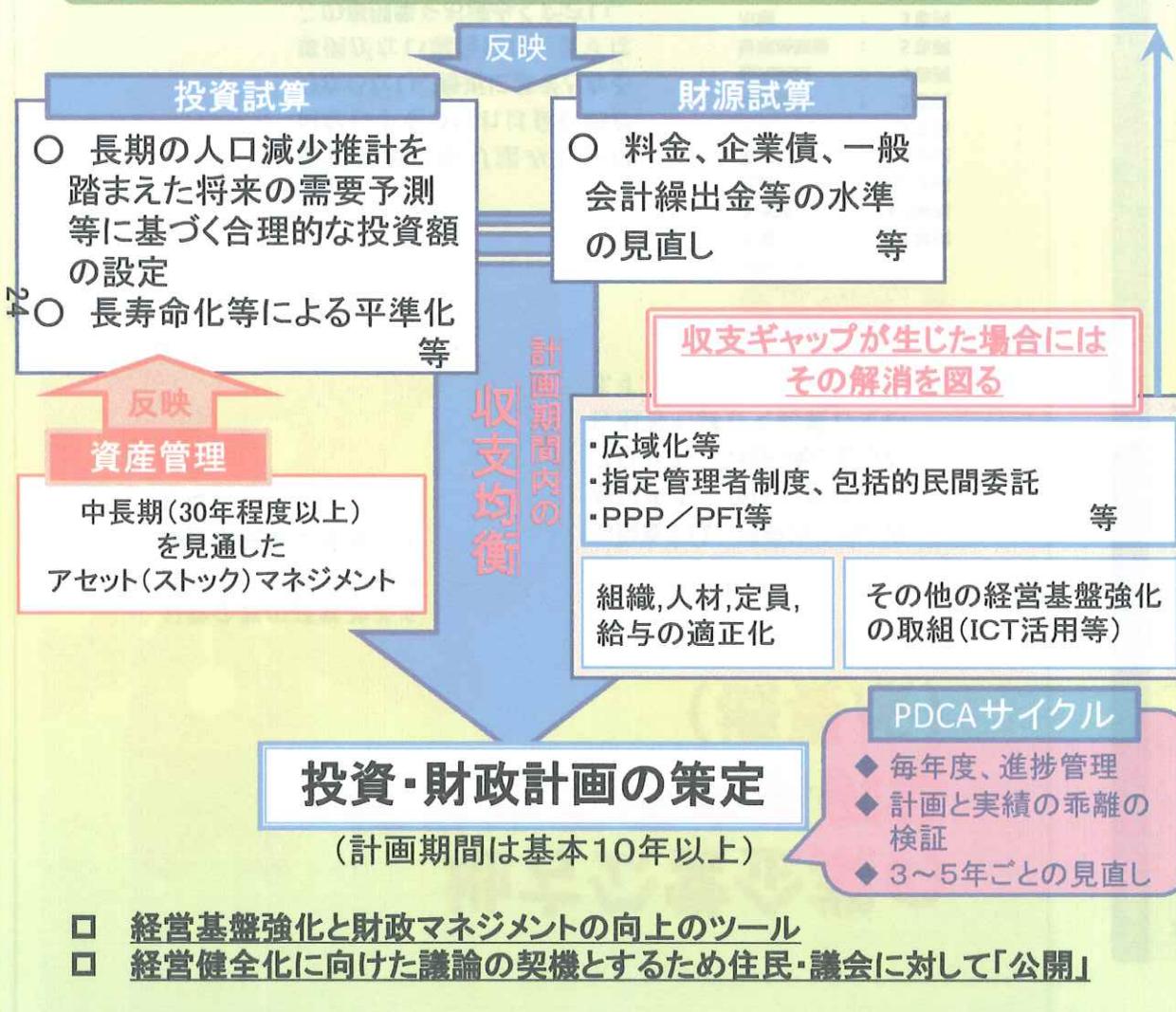
※過去3年間減少傾向だった浄化槽設置基準が平成27年度から復活し、生活污水処理率が向上。

# 公営企業の「経営戦略」の策定について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

## 経営戦略 [イメージ]



## 経営戦略の策定の推進

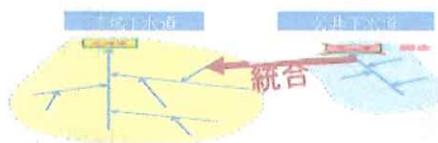
- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)  
・策定の定義を明確化  
・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実  
・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加 } 主な改訂点
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成29年度~)
- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成28年度~30年度)
- 対象経費**
  - ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
  - ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討 等)
  - ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等
- 地方交付税措置の内容**
  - ・対象経費の1/2について一般会計から繰出  
(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
  - ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
  - ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

# 下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

## 1. 污水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



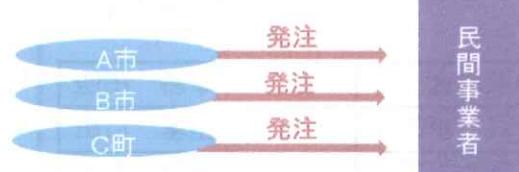
## 2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



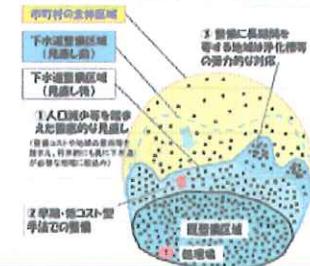
## 3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



## 4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



### 秋田県の例

平成32年度から実施予定

25

#### 概要

○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施

#### 背景

○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む

#### 取組内容

○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止

○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施

#### 効果

○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算)  
・維持管理費 約70億円減  
・改築更新投資 約50億円減

○維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算)  
・維持管理費 6億円減  
・改築更新投資(既存施設を更新しない)  
約34億円減

### 山形県新庄市の例

平成16年度から実施

25

○新庄市の処理場を中心とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理

○先行して建設された新庄市の処理場を中心とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討

○新庄市の処理場を中心施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等)  
○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施

○維持管理費を削減  
・年間約3,000万円減

### 佐賀県の例

平成28年度実施

25

○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施

○都道府県構想の見直しを通じて検討

○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定  
○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る

○浄化槽(個別処理方式)に転換  
(個別処理人口割合18.5%→22.3%)  
○処理区の統廃合数が増加  
(処理区19箇所減)

## 下水道事業の課題

- 公共下水道・集落排水・浄化槽等の普及率は90.4%**(H28)。未普及地域が残っているとともに、新規整備から維持・更新の段階に入る地域もあり、それぞれの地域に合った適切な対策が求められている。(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))
- 料金収入**は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、**直近10年間は微増**。今後は、減少が見込まれる。
- 更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



## 「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

### <設置目的>

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、公共下水道・集落排水・浄化槽等の中から**最適な整備手法を選択**することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、**経営環境が厳しさを増す**ことが予想される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

### <委員>

小西 砂千夫(座長)	関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 淳子	東北大学 法学部 教授
飯島 俊彦	神奈川県横須賀市 上下水道局 経営料金課長
宇野 二朗	横浜市立大学 国際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
齊藤 由里恵	桜山女学園大学 現代マネジメント学部 准教授
田口 秀男	秋田県 建設部 参事(兼)下水道課長
前田 保夫	石川県珠洲市 生活環境課長

### <オブザーバー>

植松 龍二	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(五十音順、敬称略)

- 平成30年2月から11月まで計5回開催。
- 12月に中間報告書とりまとめ、公表。

# 「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書 概要(平成30年12月)

## 下水道事業の現状と課題

### 下水道事業の課題

⇒ 噴塗の経営改革が必要

### ○小規模下水道事業(集落排水施設等)の課題

・過疎化、節水、職員数減、処理場更新期に直面、繰入額増大

### ○処理区域内人口密度の高い公共下水道の課題

・法定耐用年数超過の施設増大、大量更新期に早晚直面

## 今後の具体的な取組方策

### 1. 広域化・共同化の推進

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的。国庫補助が拡充されたことも踏まえ、推進のための地財措置を拡充すべき(接続管渠、市町村内事業も対象化等)。
- 市町村間の統合が最も効率的だが、調整に難航するケースが多い。都道府県の調整が重要であり、地財措置等も配慮すべき。

### 2. 最適化

- 人口推計等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すべき。

### 3. ICTの利活用

- ICT関連技術の進歩は著しく、処理場の遠隔監視等、ICTを利活用した維持管理の効率化が進捗。広域化に資するICTの地財措置を拡充する等一層の推進を検討すべき。

### 4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等が普及してきており、地域の実情を踏まえ積極的に導入を検討すべき。なお、地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 民間への共同発注(遠隔監視、維持管理、保守点検、修繕等)について、技術の進歩により、i)複数の汚水処理事業、ii)汚水処理事業と水道等の異分野の事業、iii)複数の地方公共団体の事業、等の例も増えてきていることから、その積極的な検討を推進すべき。

### 5. 公営企業会計の適用等

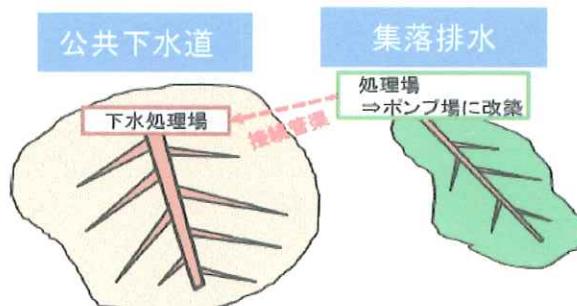
- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急な着手が必要。
- 流域下水道の法適化、人口3万人以上の下水道・簡易水道事業の法適化により、他の事業の法適化も取り組みやすくなってきており、取組を促進すべき。

### 6. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

- 現在、耐用年数超過施設の更新率は極めて低い。今後、大量更新期を迎えるが、膨大な事業費の増大が懸念されており、ストックマネジメントにより事業費の平準化、計画的な長寿命化事業の実施や、将来必要となる更新費用も踏まえた適切な使用料の設定に努めるべき。

## 広域化・民間活用

### 【処理場の統廃合】



### 【維持管理・事務の共同化(共同発注)】

